

自治体会員の皆さまへ

公益社団法人日本観光振興協会 団体イベント民泊保険(ボランティア活動保険)のご案内

イベント民泊については、観光庁と厚生労働省との連名で「イベント民泊ガイドライン」が発表されています(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000120214.pdf>)。ガイドラインではイベント民泊の際、自宅提供者に対する損害保険への加入を勧奨することが明記され、保険の重要性が示されています。

そこで、日本観光振興協会では、イベント時に民泊を実施する自治体様向けに、イベント民泊として自宅を提供する者のリスクを補償する団体イベント民泊保険を2016年度に創設しました。

花火大会やコンサートなどのイベント開催時に宿泊施設の不足から民泊を実施している自治体の皆さま、この機会に是非、ご加入をご検討されてみてはいかがでしょうか。

特長

イベント時に民泊を実施する際の自宅提供者のリスクを補償する保険です。

補償の概要

イベント民泊活動中の急激かつ偶然な外来の事故によって自宅提供者(被保険者)が被った身体傷害や、イベント民泊実施時の自宅提供に伴い他人の身体障害や財物損壊等について自宅提供者(被保険者)が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害について補償します。(例えば、火事で宿泊客がケガをした際の損害賠償責任を補償します。)

保険期間

イベント民泊実施期間

保険料

自宅提供者数×382円(ただし、1加入あたり最低保険料1,000円)

(花火大会で宿泊施設が満室となることを見込まれたため、自宅提供者100人によるイベント民泊を実施した場合。100人×382円=38,200円)

詳細及びお見積りは

日本観光振興協会ホームページ

<http://www.nihon-kankou.or.jp/home>

<団体制度に関するお問合せ>

日本観光振興協会団体保険担当

電話 03-6435-8331 Email hoken@nihon-kankou.or.jp

<補償に関するお問合せおよびお見積り内容に関するご相談>

東京海上日動代理店 株式会社運輸福泉会

電話 03-3221-8434 Email hoken@fukusenkai.co.jp

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部 公務第一課

電話 03-3515-4122

このチラシは団体イベント民泊保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は「日本観光振興協会 イベント保険団体制度」資料をご覧ください。
詳細は契約者である日本観光振興協会が所持する保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。